

# 合併特例法第5条による合併協議云々決議

合併直前(53日前)平成17年2月7日に、松本市長 四賀村長 連名で総務省・国土交通省に「直結道路を市道として建設します。」と明記した下記の文書を携えて陳情を行い、採択が約束されています。

様

松本市・四賀村合併に伴う

松本・四賀直結道路建設の取り組みに係るご指導について

日頃より、松本市・四賀村の道路行政についてご助力とご指導をいただき深く感謝申し上げます。

さて、両市村では、合併の準備を進めてきたところですが、平成17年1月24日総務省告示第107号により平成17年4月1日に合併の運びとなりました。

松本市と四賀村は、高い山で分断されており、連絡する主要な道路は、隣接する豊科町を迂回する国道143号のみという状況です。

四賀住民はかねてより、地区の孤立感を解消し、新市域における生活感の一本化による地域の活性化と、危機管理面で安全と安心が確保されるトンネルによる新道を望んでいます。

松本市・四賀村新市建設計画では、四賀地区と市街地とを直接結び、筑北・東信地域との重要な路線であり、住民生活の安全性と利便性が格段に向上するため、松本・四賀直結道路を市道として位置付け建設を進めることとしています。

つきましては、松本・四賀直結道路建設の取り組みについて、貴職のご指導を賜りたくお願い申し上げます。

平成17年2月7日

松本市長

菅 谷



四賀村長

中 島

